

「平成20年税制（200年住宅促進税制創設（住宅ローン減税過去最大）、省エネ改修促進税制創設、耐震改修促進税制拡充）」

（所得税）

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅を取得し居住した場合に、年末借入残高について、最大5,000万円までの1.2%を10年間税額控除できる。
- ・自己の居住する家屋について、改修後の住宅全体の省エネ性能が現行の省エネ基準（平成11年基準）相当に上がると認められる省エネ改修工事を実施する場合、住宅リフォーム・ローン減税制度と、以下の制度が選択できる。
  - （ア）省エネ改修工事に係る工事費用相当分（200万円を限度）：年末残高の2%を5年間所得税額から控除
  - （イ）（ア）以外の増改築等に係る工事費用相当分：年末残高の1%を5年間所得税額から控除（（ア）＋（イ）で1000万円を限度）
- ・既存住宅に係る耐震改修促進税制（所得税額控除）に関し、従来改修費のみであったものに、耐震診断から設計、改修までを総合的に支援する補助制度を創設した場合を追加。

（固定資産税）

- ・長期優良住宅を取得した場合、中高層耐火建築物以外の住宅については通常当初3年間のところを5年間、中高層耐火建築物については5年間のところを7年間、1/2に減額。
- ・平成20年1月1日以前から所有する住宅について、上記の省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年分の固定資産税額（120㎡相当分まで）を1/3減額。

（不動産取得税）

- ・長期優良住宅を取得した場合の課税標準控除額を、通常1200万円のところ、1300万円に増額。